

西条市キャッシュレス公共施設予約システム導入業務仕様書

1 業務名

西条市キャッシュレス公共施設予約システム導入業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

本市では、公共施設を利用する際は、施設の営業時間内に直接来館の上、窓口で申込書を記載し手続きを行わなければならない。また、現在社会体育施設のみで導入している施設予約システムは、オンライン決済機能がなく、仮予約にとどまっており、使用料は施設窓口においての現金支払いのみであることから、施設利用者の利便性向上の妨げとなっている。

本業務は、本市の公共施設をシステムで予約・管理できるものとし、オンラインでの利用者登録やキャッシュレス決済等、新たな機能を導入することで、施設利用者の利便性向上と職員の施設管理業務の効率化を図るものである。

3 本業務の基本方針

本業務は、導入及び運用費用を抑制するために、クラウド方式のシステム利用を前提とする。後述する仕様に対する機能の実現方法については、パッケージ機能で実現出来ることが望ましいが、パッケージ機能で実現出来ない場合は、代替機能、業務改善、運用対処等の対応策も可とする。また、キャッシュレス決済対応（クレジットカード、コンビニ支払い、QRコード）、マイナンバーカードの公的個人認証を活用して生成した独自IDと連携した本人確認機能を必須とし、将来的にキーボックス型スマートロックとの連携を可能とする機能を併せ持つものとする。

4 契約期間

(1) システム導入期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(2) システム利用期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

（システム仮稼働期間を令和8年1月1日から令和8年2月28日の2か月間設けることとし、令和8年3月1日から本稼働とする）

5 業務の内容

(1) インターネットを利用したクラウドシステムによる公共施設予約システム（以下「本システム」という。）オンライン決済サービスの提供。

(2) 本システム導入に係る作業（システム環境構築、オンライン決済サービスの初期設定及び本システムとの連携構築、連携テスト、運用テスト、操作研修及びマニュアル作成、受託者以外の事業者のオンライン決済サービスを導入する場合の当該事業者との調整及び本市への導入支援等）

- (3) システムの保守、運用支援、本市からの問い合わせ対応

6 システム構築

受託者は、本システムの導入にあたり、本稼働前に以下の作業を実施するものとする。

- (1) 要件・仕様の確認及び決定

要件、仕様及び設定内容について本市と協議の上、設定内容を決定すること。

- (2) 公共施設予約システムの導入

本システムの利用に必要な初期設定を行うこと。また、稼働に必要な初期データ及び施設情報の登録を行い、システムを利用可能な状態にし、本市に提供すること。

- (3) オンライン決済サービスとの連携の構築

本システムの利用者が施設利用料を支払うためのオンライン決済サービスを導入し、本システムと連携できるよう設定を行うこと。

- (4) 動作確認・運用テスト

本システム、オンライン決済サービスの動作確認、運用テストを実施し、結果を本市に報告すること。本市職員を交えて運用テストを行う場合は、テスト仕様書など手順が分かるものを作成し本市に提供すること。

- (5) 操作研修

本市職員向けの運用及び操作研修を 2 回以上実施すること。なお、実施時期や実施方法については、本市と協議の上決定することとする。

- (6) マニュアル作成

本システム、オンライン決済サービスのシステム管理者向け操作説明書、施設管理者向け操作説明書を作成し、本市に納品すること。

- (7) その他

本システムの機能要件、運用要件、保守要件、情報セキュリティ要件、その他要件については、「機能要件一覧(公共施設予約システム)」のとおりとし、「必須機能」の項に「○」が付されている要件については必ず満たすこと。

7 機能要件

「機能要件一覧（公共施設予約システム）」のとおり

8 記載外事項・疑義

- (1) この仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者が協議し決定の上、対応すること。
- (2) この仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定の上、対応すること。

9 再委託

主たる業務(システム導入)については、再委託してはならない。契約後、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、事前に書面(任意様式)に よ

り委託者の承認を得なければならない。

10 システムの要件

(1) 基本要件

提案しようとするシステムは、以下の全てを満たしていること。

- 1 令和7年6月1日現在、全国で5以上の地方公共団体（指定管理者含む）で、提案しようとするシステム（体育施設又は文化施設等のシステム）の導入実績があること。
- 2 オンラインでの利用者登録、空き状況の確認、予約の申し込み、使用料の支払い、団体登録の電子申請等、予約手続きに必要な一連の機能を備えたシステムであり、手続きがオンラインで完結できること。なおクレジットカード払いはEMV 3-Dセキュアに対応していること。
※クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】＜公表版＞
<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230315001/20230315001.html>
- 3 マイナンバーカードの公的個人認証を活用して生成した独自IDと連携した本人確認機能を有すること。
- 4 予約システムと連携し、キーボックス型スマートロックによる鍵管理が行うことが、可能なものであること。また、クラウド型防犯カメラと連携し、施設の安全および利用状況の監視が一体的に行うことが、可能なものであること。
- 5 利用形態は、提案者がサーバー機器等必要なソフトウェア及びシステムを用意し、利用者及び施設管理者はインターネット回線を用いて利用可能なシステムとすること。
- 6 システムは適宜バージョンアップを行い、特にセキュリティに関するアップデートについては最新のものを適用する等、常に最適なシステムを提供するものとし、その費用はシステム利用料に含めること。
- 7 システム管理者からの操作質問全般に対してのサポートとして、電話、メールでの問合せに迅速に対応できる体制をとるものとする。受付時間として、最低限、土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く午前8時45分から午後5時30分を受付時間とする。ただし、障害や事故発生等の緊急時にはこの限りではない。
- 8 システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムの定期点検などメンテナンス等を行う場合はこの限りではない。

(2) 環境要件

- 1 クラウド方式のため、本市にはサーバー等の設置を必要とせず、クラウドは情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用すること。
- 2 データの機密性、完全性、可用性が十分に確保された運用がされていること。
- 3 暗号化等のセキュリティ対策を万全に行うこと。
- 4 特別なソフトウェアを必要とせず、ブラウザから本システムにアクセスすることで、予約状況の閲覧及び施設予約ができること。
- 5 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 日本国内に立地していること。
- (イ) 地震、火災、水害といった各種の災害対策を考慮し、優れた立地条件の下で運用されていること。
- (ウ) 代替機等を常備するなど、重大障害時(サーバー機能停止等)にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
- (エ) 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
- (オ) 不正な侵入を防止するため、適切な入退室管理を行うこと。

(3) システム機能要件

- 1 システムは、「機能要件一覧（デジタル庁モデル仕様分及び独自追加分）」の必須機能を有すること。
- 2 原則として、パッケージシステムの利用を前提とし、要件定義や基本設計等を行ったうえで、カスタマイズを最小限に抑制すること。
- 3 以下を考慮した画面を備えていること。
 - (1) 視認性(分解性、画面要素の配置の的確性、配色や文字の大きさの的確性、画面項目の必要十分性など)
 - (2) 操作の効率性(編集補助機能など)
 - (3) 操作方法の習得の容易性

11 キャッシュレス決済要件

利用者の決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ支払い、QRコード決済に対応していること。なお、システムと決済事業者との連携も本業務内で対応すること。

なお、施設管理者が予約、料金情報を確認・了解後にキャッシュレス決済を行えることとし、施設管理者が了解した旨のメールを予約者に送信できること。

11 システム利用環境

施設管理者及び施設利用者が使用する端末、OS、ブラウザは次のとおりとし、いずれも正常に表示し動作すること。

項目	施設管理者	施設利用者
端末	パソコン タブレット スマートフォン	パソコン タブレット スマートフォン
OS	Windows10 以上 MacOS X 以上 Android5 以上 iOS15 以上	Windows10 以上 MacOS X 以上 Android5 以上 iOS15 以上

ブラウザ	Edge Chromium	Edge Chromium
	Google Chrome	Google Chrome
	Safari	Safari

*最新のOS、ブラウザに対応すること。

12 システム動作検証

システムの本稼働にあたっては、システムの画面、帳票、データ作成等、全ての機能について事前に動作検証を実施するものとする。検証については、まず提案者において実施し、その後市又は施設管理者における検証を行うこととする。

また、検証の結果、不具合が確認された場合は、稼働開始日までに解決すること。

13 見積り上限額

見積額の上限は「ア システムのクラウド環境構築にかかる経費の上限額」とする。なお、見積額については導入期間に要する費用を記載し、積算根拠が分かるよう、単価や数量等の記載を含め、可能な限りで詳細な明細書を作成すること。また、使用料及び保守業務に関する経費は「イ 運用期間中の使用料及び保守業務に関する経費の月額上限額」とし、導入費用及び令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の使用料及び保守に関する費用の総額を記載すること。

ア システムのクラウド環境構築に係る経費の上限額 3,475 千円

(消費税額及び地方消費税額抜き)

イ 運用期間中の使用料及び保守業務に係る経費の月額上限額 300 千円

(消費税額及び地方消費税額抜き)

14 機密の保持

本業務に関して入手した情報等は、西条市に無断で使用したり、第三者に漏らしてはならない。

【予約対象施設一覧】 初期導入時想定室数 181 室

1. 社会体育施設

NO.	施設名	室場名	備考
1	総合体育館	アリーナ	1面を6分割
		第一格技室	
		第二格技室	
		大会議室兼卓球室	
		弓道場兼アーチェリー室	
		小会議室	
2	ひうち体育館	アリーナ	1面を2分割
		研修室 1	
		研修室 2	
		和室 1	

		和室 2	
		会議室	
3	西条西部体育館	アリーナ	1面を2分割
		格技室 1	
		格技室 2	
4	東予体育館	アリーナ	1面を2分割
		格技場	畳と板に2分割
		卓球場	
		会議室	
5	丹原体育館	アリーナ	1面を2分割
6	小松体育館	大競技場	1面を2分割
		小競技場	
7	西条市民公園	多目的広場	1面を2分割
8	西条市民公園	テニスコート	4面
9	西条西部公園	多目的広場	1面を2分割
10	西条西部公園	テニスコート	4面
11	東予運動公園	テニスコート	8面（内3面は照明なし）
12	東予運動公園	多目的広場	1面を2分割
13	東予運動公園	球技場	
14	丹原総合公園	多目的広場	1面を2分割
15	丹原総合公園	テニスコート	2面
16	小松中央公園	多目的広場	1面を2分割
17	小松中央公園	テニスコート	2面
18	小松中央公園	グラウンドゴルフ場	
19	小松武道館	剣道場	
		柔道場	
20	ひうち球場	野球場	
21	東予球場	野球場	
		競技場	1面を4分割
22	ビバ・スポルティア SAIJO	競技場・投球練習場	2面
		会議室 1	
		会議室 2	
		会議室 3	
		会議室 4	
23	石鎚クライミングパーク SAIJO	リード競技場	
		ボルダリング競技場	
		スピード競技場	
24	ひうち陸上競技場	トラック・フィールド トラック	
		トラック・フィールド 芝生	
		本部室	
		会議室 1	
		会議室 2	
25	神戸公園	多目的広場	全面
26	石井記念公園	多目的広場	全面
27	石根ふれあい公園	多目的広場	全面

28	加茂川ふれあい広場	テニスコート	3 面
29	スポーツコミュニティセンター	会議室	
		多目的室 1	
		多目的室 2	

2. 学校開放施設

NO.	施設名	室場名	備考
1	西条小学校	体育館	
2	西条小学校	運動場	
3	玉津小学校	体育館	
4	玉津小学校	運動場	
5	飯岡小学校	体育館 1	
6	飯岡小学校	体育館 2	
7	飯岡小学校	運動場	
8	大町小学校	体育館	
9	神拝小学校	体育館	
10	神拝小学校	運動場	
11	神戸小学校	体育館	
12	神戸小学校	運動場	
13	橘小学校	体育館	
14	橘小学校	運動場	
15	禎瑞小学校	体育館	
16	禎瑞小学校	運動場	
17	氷見小学校	体育館	
18	氷見小学校	運動場	
19	吉井小学校	体育館	
20	吉井小学校	運動場	
21	周布小学校	体育館	
22	周布小学校	運動場	
23	多賀小学校	体育館	
24	多賀小学校	運動場	
25	壬生川小学校	体育館	
26	壬生川小学校	運動場	
27	吉岡小学校	体育館	
28	吉岡小学校	運動場	
29	三芳小学校	体育館	
30	三芳小学校	運動場	
31	国安小学校	体育館	
32	国安小学校	運動場	
33	庄内小学校	体育館	
34	庄内小学校	運動場	
35	楠河小学校	体育館	
36	楠河小学校	運動場	
37	石根小学校	体育館	

38	小松小学校	体育館	
39	小松小学校	運動場	
40	丹原小学校	体育館	
41	丹原小学校	運動場	
42	中川小学校	体育館	
43	中川小学校	運動場	
44	徳田小学校	体育館	
45	徳田小学校	運動場	
46	田滝小学校	体育館	
47	田野小学校	体育館	
48	田野小学校	運動場	
49	西条北中学校	体育館	
50	西条北中学校	武道場	
51	西条北中学校	運動場	
52	西条東中学校	体育館	
53	西条東中学校	武道場	
54	西条東中学校	運動場	
55	西条南中学校	体育館	
56	西条南中学校	武道場	
57	西条南中学校	運動場	
58	西条西中学校	体育館	
59	西条西中学校	武道場	
60	西条西中学校	運動場	
61	東予東中学校	体育館	
62	東予東中学校	武道場	
63	東予東中学校	運動場	
64	東予西中学校	体育館	
65	東予西中学校	運動場	
66	河北中学校	体育館	
67	河北中学校	武道場	
68	河北中学校	運動場	
69	小松中学校	体育館	
70	丹原東中学校	体育館	
71	丹原東中学校	運動場	
72	丹原西中学校	体育館	
73	丹原西中学校	運動場	

3. 社会教育施設

NO.	施設名	室場名	備考
		大ホール	
		小ホール	
		楽屋 1(和室)	
		楽屋 2(大)	
		楽屋 3(大)	

1	総合文化会館	楽屋 4(大)	
		楽屋事務室	
		展示室	
		研修室	
		視聴覚室	
		和室	
		リハーサル室	
		練習室 1(大)	
		練習室 2(小)	
		練習室 3(大)	
		会議室	
		特別会議室	
		喫茶室	
		研修室 2	
2	丹原文化会館	大ホール	
		小ホール	
		楽屋 1	
		楽屋 2	
		楽屋 3	
		楽屋 4	
		練習室 1	
		練習室 2	
		会議室 1	
		会議室 2	
		会議室 3	
		せせらぎ広場	
3	生涯学習の館	第 1 音楽練習室	
		第 2 音楽練習室	
		アトリエ	
		工房	

4. 福祉施設関係

NO.	施設名	室場名	備考
1	総合福祉センター	集会室	
		視聴覚室	
		研修室1	
		研修室2	
		会議室1	
		会議室2	
		福祉団体活動室	
		社会活動団体室	
		作業室	
2	西部総合福祉センター	第1会議室	
		第 2 会議室	
		第 1 研修室	

		第 2 研修室	
		創作活動室	